

事 務 連 絡  
令和 8 年 6 月 11 日

エレベーター保守点検業者関係団体 あて

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

エレベーター事故発生時における保守点検業者の  
迅速な現場到着に向けた対応の周知について

平素より建築物の安全確保及び昇降機の適切な保守管理にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

エレベーターの事故等については、「エレベーター保守・点検業務標準契約書」により、エレベーター保守・点検業務の受託者（以下「保守点検業者」という。）が、24 時間出動体制を整え、最善の手段で対処することとされています。特に、エレベーターにおける挟まれ等の事故発生時には、保守点検業者は迅速に現場へ到着する必要があります。保守点検業者が使用する自動車（以下「保守車両」という。）で臨場するに当たって、災害発生時には、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく緊急通行車両制度の活用が、交通渋滞時等においては、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく緊急自動車である警察用自動車による誘導が有効な対応手段として考えられます。

つきましては、迅速かつ的確な人命の救助につながるよう、下記について、貴会員に対して周知いただきますようお願い申し上げます。なお、本事務連絡については、内閣府及び警察庁と協議済みであり、それぞれ都道府県防災主管部局及び都道府県警察に情報提供されること申し添えます。

記

1. 災害発生時における緊急通行車両としての取扱い

災害発生時等において、都道府県公安委員会は、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合があります。

この時、エレベーター事故発生時の保守点検業者による現場での対応が、災害対策基本法第 50 条第 1 項に該当するものであって、かつ、地方公共団体等との協定等により地方公共団体等による災害応急対策のために使用されると認められる保守車両については、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第 1 項に基づき、都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認を受けること

で、緊急通行車両として取り扱われます。地震時にエレベーターの閉じ込め事故に対応する保守車両については、地方公共団体等との協定の締結を検討するなど、緊急通行車両として取り扱われるよう調整することをご検討ください。

なお、緊急通行車両の確認に係る手続の詳細については、保守車両の使用の本拠の位置を管轄する各都道府県又は各都道府県警察の本部若しくは警察署の担当窓口、地方公共団体等との災害時の協定等については各都道府県防災主管部局等に確認してください。

## 2. 緊急自動車である警察用自動車による誘導

道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車である警察用自動車が、保守車両を誘導できる場合があります。この場合、保守車両は道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条第 2 項に規定される「法第 39 条第 1 項の政令で定める自動車」に該当し、緊急自動車として取り扱われます。

保守点検業者は、事故現場に向かっている者（以下「担当者」という。）の作業等がなければ人命救助に重大な影響を及ぼす場合において、交通渋滞等のため事故現場への迅速な臨場が困難な状況など、警察用自動車による誘導が必要不可欠な場合にのみ、担当者から 110 番通報により管轄の都道府県警察に協力を要請してください。エレベーター利用者の安全が確認できている状況下（単なる「閉じ込め」など）で現場への到着時間を単に短縮するといった目的でのみだりな要請は避け、誘導の必要性を十分に検討した上で、真に必要な場合に限り協力を要請するようお願いします。

なお、この警察用自動車による保守車両の誘導については、実際の事故の態様、現場付近の交通状況その他個別具体の事情に応じて都道府県警察においてその是非を判断するものであり、協力要請をすることで警察用自動車による誘導が必ずしも行われるものではない点に留意してください。

以上

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8126
---